第１号様式（第７条関係）【１／２面】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金交付申請書

浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金の交付を受けたいので、補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　申請内容

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申  請  者 | フリガナ | | | | | 年齢 |
| 氏名（署名又は記名押印） | | | | |
| 現住所　〒 | | | | | 連絡先（申請者） |
| 連絡先（配偶者等） |
| 配偶者等 | フリガナ | | | | | 年齢 |
| 氏名 | | | | |
| 補  助  対  象  世  帯  員 | フリガナ | | | | | 年齢 |
| 氏名 | | | | |
| フリガナ | | | | | 年齢 |
| 氏名 | | | | |
| フリガナ | | | | | 年齢 |
| 氏名 | | | | |
| フリガナ | | | | | 年齢 |
| 氏名 | | | | |
| 収支計画 | 収入（予定）額 | | | 支出（予定）額 | | |
| 補助申請額 | □新築・  取得費用 | 円 | 補助対象経費 | 新築・  取得費用 | 円 |
| □増築・  改修費用 | 円 | 増築・  改修費用 | 円 |
| □住宅  賃借費用 | 円 | 住宅  賃借費用 | 円 |
| □引越  移転費用 | 円 | 引越  移転費用 | 円 |
| □その他  費用 | 円 | その他  費用 | 円 |
| 補助申請額  小計 | ,０００ 円 | 補助対象経費  小計 | 円 |
| 勤務先からの  手当等 | | 円 | 補助対象外経費 | | 円 |
| 自己資金等 | | 円 |
| 合計 | | 円 | 合計 | | 円 |
| ※補助金申請額は千円未満切り捨て | | | | | | |

第１号様式（第７条関係）【２／２面】

２　同意・誓約事項

浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金の交付申請に当たり、次のとおり同意、誓約及び承諾します。（下記１の署名欄には署名又は記名押印、下記１～６の同意等欄には☑を記入）

|  |  |
| --- | --- |
| 同意・誓約・承諾事項 | 同意等欄 |
| １　市税の納付又は納入の状況の確認についての同意 | □ |
| 浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金交付要綱第３条第１項第９号の規定により、市において、申請者、配偶者等及び補助対象世帯員の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。   |  |  | | --- | --- | | 申請者 | 配偶者等　　　（申請者との続柄：　　　　　　　） | | 補助対象世帯員（申請者との続柄：　　　　　　　） | 補助対象世帯員（申請者との続柄：　　　　　　　） | | 補助対象世帯員（申請者との続柄：　　　　　　　） | 補助対象世帯員（申請者との続柄：　　　　　　　） |   ※申請書に記載した世帯員全員について、**承諾する本人が署名または記名押印**してください。  ただし、未成年の方は**保護者が未成年者名を記入し、申請者欄の申請者名に押印したうえで、同じ印を未成年者名に押印**してください。 |
| ２　住民基本台帳の閲覧等についての同意 | □ |
| 下記２ (２)の誓約事項が遵守されているか確認するために、浜松市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧すること及び住民基本台帳法第１２条の２の規定に基づく請求により交付を受けた住民票の写しにより確認することに同意します。 |
| ３　暴力団排除に関する誓約 | □ |
| 浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。  （１）次に掲げる者のいずれにも該当しません。  ・暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成２４年浜松市条例第８１号。以下「条例」という。)第２条第１号に  規定する暴力団をいう。）  ・暴力団員等（条例第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）  ・暴力団員等と密接な関係を有する者  ・（法人その他の団体の場合）上記３点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若  しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体  （２）浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。 |
| ４　報告及び立入調査に関する誓約 | □ |
| 補助金に関する報告及び立入調査について、浜松市から求められた場合には、それに応じます。 |
| ５　補助金の返還等に関する誓約 | □ |
| 以下の場合には、浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の全額を返還し、加算金及び遅延損害金の請求があった場合はその請求額を支払います。  ア　第８条第１項第１号に定める浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金に関する自主返還申請書  （第４号様式）が提出された場合  イ　虚偽の申請等をした場合  ウ　第５条第１項別表区分１または２の補助を受けた者であって、補助金の申請日から５年を経過する前  に補助対象世帯員全員が補助対象住宅から転居した場合  エ　第５条第１項別表区分３または４の補助を受けた者であって、補助金の申請日から５年を経過する前  に補助対象世帯員全員が市外へ転出した場合  オ　補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合  カ　補助金の交付決定を取り消された場合 |
| ６　他の補助金に関する誓約 | □ |
| 他の補助金を申請している場合は、その補助対象経費が本補助金の補助対象経費と重複していません。 |

第２号様式（第７条関係）

年　　月　　日

（あて先）浜松市長

自治会加入証明書

住　所

氏　名

上記の者は自治会に加入していることを証明します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　　　　　　　　　　　　　　　自治会

　　　　　　　　　　　　　　　　　会長名　　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先

第３号様式（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金に関する承諾書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工事場所 | | 浜松市　　　　区 |
| 申請者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 区分 | | □新築・取得　　　□増築・改修工事 |

私が所有権を有する上記の（住宅・土地）について、補助金の交付申請から受領までの一切の行為を行うことについて承諾します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所有者１ | 住所 |  | | 承認印 |  |
| 氏名 |  | (申請者との続柄：　　　　　　) |
| 所有者２ | 住所 |  | | 承認印 |  |
| 氏名 |  | (申請者との続柄：　　　　　　) |
| 所有者３ | 住所 |  | | 承認印 |  |
| 氏名 |  | (申請者との続柄：　　　　　　) |
| 所有者４ | 住所 |  | | 承認印 |  |
| 氏名 |  | (申請者との続柄：　　　　　　) |
| 所有者５ | 住所 |  | | 承認印 |  |
| 氏名 |  | (申請者との続柄：　　　　　　) |
| 所有者６ | 住所 |  | | 承認印 |  |
| 氏名 |  | (申請者との続柄：　　　　　　) |

※課税台帳上の所有者、相続人が複数いる場合は、全ての所有者、相続人の方の承諾が必要です。

※申請者または配偶者または補助対象世帯員が住宅・土地の所有者である場合は提出不要です。

第４号様式（第８条関係）

　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

（申出者）

住　所

氏　名

　　　　　　　（署名または記名押印）

浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金に

関する自主返還申出書

私は、浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けましたが、下記のとおり、交付を受けた補助金の自主的な返還を申し出ます。

なお、返還額については浜松市が指定する方法で支払うことに同意し、返還後は当該補助金の再交付を受けることができないことを承諾します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 | フリガナ |
| 氏名（署名又は記名押印） |
| 住所（申請・交付時）〒 |
| ↓ |
| 住所（転居・転出先）〒 |
| 電話番号 |
| 交付決定日 | 年　　　月　　　日 |
| 交付決定額 | 円 |
| 交付日 | 年　　　月　　　日 |
| 返還額 | 円 |
| 返還申出理由 | □　申請日から５年以内に浜松市での居住が困難となったため  □　その他（　　　　　　　　　　　　　） |

第５号様式（第９条関係）

浜松市指令　　第　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　浜松市長

補助金交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金について、補助金交付要綱第９条の規定により下記のとおり条件を付して補助の交付を決定したので通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ No |  | | | | | | | |
| ２ 交付決定金額 | 金 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百  ０ | 拾  ０ | 円  ０ |

３　条件

1. 補助金は、当該補助制度以外の目的に使用してはならない。
2. 補助の内容を変更する場合は、変更承認申請書によりあらかじめ市長の承認を受けること。ただし、事前に市と協議し、軽微な変更であると市長が認める場合を除く。
3. 補助申請を取り下げる場合は、市長へ届け出ること。
4. 補助金の申請日から５年を経過する前に補助対象世帯員全員が補助対象住宅から転居するとなった場合、または、補助対象世帯員全員が市外へ転出するとなった場合、速やかに市長に報告し、浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金に関する自主返還申出書（第７号様式）を提出しなければならない。

なお、市長は当該報告がない場合は、(10)に定めるとおり、補助金の交付の決定を取消すことができる。

1. 市長は、交付した補助金について、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額の返還を請求することとする。

ア　第８条第１項第１号に定める浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金に関する自主

返還申請書（第４号様式）が提出された場合

イ　虚偽の申請等をした場合

ウ　第５条第１項別表区分１または２の補助を受けた者であって、補助金の申請日から５年を

経過する前に補助対象世帯員全員が補助対象住宅から転居した場合

エ　第５条第１項別表区分３または４の補助を受けた者であって、補助金の申請日から５年を

経過する前に補助対象世帯員全員が市外へ転出した場合

オ　補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合

カ　補助金の交付決定を取り消された場合

1. 浜松市補助金交付規則（昭和５５年浜松市規則第１７号。以下「規則」という。）に基づく市長の指示に従うこと。
2. 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を５年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。
3. 補助金の交付を受けた日から５年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
4. 補助事業の完了により当該補助対象者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
5. 規則第１７条第１項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第１８条の２の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
6. 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第１８条の３の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
7. 補助対象者は、規則第１９条に規定する補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかなければならない。
8. 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、１０年間保管しておかなければならない。
9. この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
10. 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して市長が定める期間とする。

第６号様式（第９条・第１０条関係）

浜松市指令第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　浜松市長

補助金（変更）交付却下通知書

年　月　日付けで申請のあった浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金について、補助の交付をしないこととしましたので通知します。

却下理由

第７号様式（第１０条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（署名又は記名押印）

補助金変更承認申請書

　年　月　日付け浜松市指令　　第　号により補助金の交付の決定を受けた事業について変更したいので、関係書類を添えて申請します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金額の　変更 | 区分 | 変更前 | 変更後 | 変更額 |
| 新築・取得費用 | 円 | 円 | 円 |
| 増築・改修費用 | 円 | 円 | 円 |
| 住宅賃借費用 | 円 | 円 | 円 |
| 引越移転費用 | 円 | 円 | 円 |
| その他費用 | 円 | 円 | 円 |
| 合計 | 円 | 円 | 円 |
| 変更内容 |  | | | |
| 変更理由 |  | | | |

第８号様式（第１０条関係）

浜松市指令　　第　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　浜松市長

補助金変更交付決定通知書

年　月　日付け浜松市指令　　第　号をもって補助金の交付を決定した、浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金交付決定額を下記のとおり変更したので通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ No. |  | | | | | | | |
| ２ 交付決定  金額 | 金 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百  ０ | 拾  ０ | 円  ０ |

３　条件

1. 補助金は、当該補助制度以外の目的に使用してはならない。
2. 補助の内容を変更する場合は、変更承認申請書によりあらかじめ市長の承認を受けること。ただし、事前に市と協議し、軽微な変更であると市長が認める場合を除く。
3. 補助申請を取り下げる場合は、市長へ届け出ること。
4. 補助金の申請日から５年を経過する前に補助対象世帯員全員が補助対象住宅から転居するとなった場合、または、補助対象世帯員全員が市外へ転出するとなった場合、速やかに市長に報告し、浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金に関する自主返還申出書（第７号様式）を提出しなければならない。

なお、市長は当該報告がない場合は、(10)に定めるとおり、補助金の交付の決定を取消すことができる。

1. 市長は、交付した補助金について、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額の返還を請求することとする。

ア　第８条第１項第１号に定める浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金に関する自主

返還申請書（第４号様式）が提出された場合

イ　虚偽の申請等をした場合

ウ　第５条第１項別表区分１または２の補助を受けた者であって、補助金の申請日から５年を

経過する前に補助対象世帯員全員が補助対象住宅から転居した場合

エ　第５条第１項別表区分３または４の補助を受けた者であって、補助金の申請日から５年を

経過する前に補助対象世帯員全員が市外へ転出した場合

オ　補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合

カ　補助金の交付決定を取り消された場合

1. 浜松市補助金交付規則（昭和５５年浜松市規則第１７号。以下「規則」という。）に基づく市長の指示に従うこと。
2. 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を５年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。
3. 補助金の交付を受けた日から５年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
4. 補助事業の完了により当該補助対象者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
5. 規則第１７条第１項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第１８条の２の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
6. 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第１８条の３の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
7. 補助対象者は、規則第１９条に規定する補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかなければならない。
8. 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、１０年間保管しておかなければならない。
9. この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
10. 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して市長が定める期間とする。

第９号様式（第１３条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（署名又は記名押印）

交付申請取下げ届

浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金交付要綱第１３条の規定により、次のとおり申請を取下げたいので届け出ます。

理由

□ 浜松市への５年間の継続した居住が困難となったため

□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

第１０号様式（第１４条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　浜松市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

請求書

年　月　日付け浜松市指令　　第　号により補助金の交付の決定を受けた浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金について、下記のとおり請求します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. |  | | | | | | | | |
| 請求額 | 金 | 百万 | 拾万 | | 万 | 千 | 百  ０ | 拾  ０ | 円  ０ |
| 振込口座 | 金融機関名 | | |  | | | | | |
| 支店名等 | | |  | | | | | |
| 預金種別 | | | 普通　・　当座 | | | | | |
| 口座番号 | | |  | | | | | |
| 口座名義  （カタカナ） | | |  | | | | | |

記

第１１号様式（第１６条関係）

浜松市指令　　第　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　浜松市長

補助金交付決定取消通知及び返還命令書

年　月　日付け浜松市指令　　第　号をもって交付決定した浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金について、交付決定の全部を取消し、次のとおり返還を命ずる。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付決定額 | 金 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百  ０ | 拾  ０ | 円  ０ |
| 交付年月日 |  | | | | | | | |
| 取消額 | 金 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百  ０ | 拾  ０ | 円  ０ |
| 返還金額 | 金 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百  ０ | 拾  ０ | 円  ０ |
| 返還期限 |  | | | | | | | |
| 取消・返還を  命ずる理由 |  | | | | | | | |